

山形県農村地域への産業 の導入に関する基本計画

2025（令和7）年12月

山形県

目 次

第 1	基本計画の趣旨	1
第 2	農村地域への産業の導入の目標	2
第 3	農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標	6
第 4	農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	7
第 5	農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針	8
第 6	農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	10
第 7	労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項	12
第 8	農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	14
第 9	その他必要な事項	15

第1 基本計画の趣旨

本計画は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）（以下「法」という。）に基づき、県が策定する、本県の農村地域への産業の導入を促進するための具体的な考え方及び施策の方向性を示す、第8次の基本計画である。

本県の農村地域への産業の導入については、昭和46年以來、7次にわたり基本計画を策定し、これを指針として計画的に推進してきたところである。

第1次基本計画策定以降、これまでに多くの農村地域で工業等の導入が行われ、農業との均衡ある発展と雇用構造の高度化に貢献してきた。しかしながら、今日、農村においては、高齢化と人口減少が進展し、地域コミュニティ機能の維持等にも影響がみられるようになってきている。このような中において、農村を振興するため、農村地域の様々な農業者や地域住民が地域で住み続けられるよう、農業を魅力ある産業にしていくとともに、新たな就業機会が確保されなければ、農村から流出することが懸念されるような者や、就業機会が確保されれば都市から農村に流入することが期待される者等に対し、農業以外の選択肢を用意することにより、就業機会の一層の創出と所得の確保を図ることが課題となっている。

一方、産業構造が変化する中で、全就業者数に占める工業等の就業者数のウエイトが低下しているところであり、農村地域の就業機会を確保し、農村の振興を図るために、地域に賦存する資源を活用した産業など工業等以外の産業の立地・導入を促進することが必要となっている。

こうした中で、国は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（平成29年法律第48号。以下「一部改正法」という。）に改め、農村地域への導入を促進する産業の業種に係る法律上の限定を廃止した。

本県においては、法に基づき、国が平成29年8月に「農村地域への産業の導入に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」を変更したことを受け、平成30年3月に本基本計画を変更し、農村地域に導入すべき産業の業種を54業種に拡大し、農業と農村地域に導入される産業（以下「導入産業」という。）との均衡ある発展を推進してきた。

令和4年4月に、基本方針において目標年次の設定が廃止され、また、令和4年5月に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第12次地方分権一括法）による法の改正により、県の基本計画で定める「導入すべき産業の業種」に関する規定が廃止され、基本方針も変更された。

今後とも、法に基づき、農村地域の様々な農業者や地域住民が地域で住み続けられるよう農業を魅力ある産業にしていくとともに、農業以外の選択肢を用意することで、担い手に対する農地の集積、集約化等農業の構造改革を進めると同時に、魅力ある農村づくりを進めていく必要があることから、次の計画により農村地域※への産業の導入を図るものとする。

※本計画の対象となる「農村地域」とは、山形市を除く34市町村の区域である。

第2 農村地域への産業の導入の目標

1 導入業種の選定の考え方

農村地域に産業を導入するに当たっては、農村地域における土地利用に関する計画等農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等環境の保全、農村地域の景観との調和及び農業を始めとする地域産業との協調に留意しつつ、成長性と安定性のある産業の導入を図る。

導入すべき産業の業種は、当該産業の立地・導入により、地域の農業従事者の安定した就業機会が確保され、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるなど、農業と導入産業との均衡ある発展が図られるものであることが必要であり、雇用の実現見通し等地域の実情を踏まえ、公害のおそれのない業種又は公害防止設備を完備した企業の導入を図るなど、環境の保全に配慮し、雇用効果が高く成長性と安定性のあるものを中心とする。

また、農村全体の雇用の確保と所得の向上を図るため、農村に賦存する地域資源を活用した産業の立地・導入を図る。

なお、導入産業の業種については、市町村が定める実施計画において具体的に記載されることになるが、当該業種の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 地域における就業効果が見込め、地域の農業者の安定した就業機会が確保される業種であって、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等が図られるものなど、農業と導入産業との均衡ある発展が図られる業種を選定すること

「地域の農業者の安定した就業機会が確保」されるとは、就業機会の創出に当たって、産業導入地区における安定的な就業機会及び雇用の質が確保されることをいう。したがって、例えば、産業導入地区に常用雇用者が常駐しない事業等は望ましくなく、就業機会が創出されるとても、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等は望ましくない。

「農業と導入産業との均衡ある発展」とは、農業側において、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により優良農地が確保され、農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）の導入産業への安定した就業とともに担い手への農地の集積・集約化等が図られることにより、また、導入産業側において、地域の農業者の雇用により導入産業が労働力を確保し、安定した産業活動の展開が可能となることにより、農業と導入産業がそれぞれ発展することをいう。このほかにも、例えば、ＩＣＴ関連産業、医療・福祉サービス、食料品製造業等の農業を支援する機能を有する産業が、地域の農業と相互に補完し合いながら、そのいずれもが発展することも、農業と導入産業との均衡ある発展の一形態であることに留意する。

なお、より生産性の高い産業部門へと労働力の移転を図ることで、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分を促し、雇用構造の高度化に資することも「農業と導入産業との均衡ある発展」に含まれる。

- (2) 地域の実情を踏まえるとともに、地域社会との調和が図られるよう配慮して業種を選定すること

市町村が実施計画において具体的な導入業種を選定するに当たっては、地域の就業構造、ニーズ等を踏まえること、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じること

とがないように配慮することが必要である。

したがって、地域への社会貢献等を通じて地域社会との調和が図られる業種の導入が望ましい。

(3) 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること

「公害のおそれのない業種を選定するなど、環境保全に配慮する」とは、導入業種について、周辺地域における他の産業や住民の多くが施設立地による事業環境又は生活環境への影響について懸念を抱くと考えられる場合、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて当該導入業種を判断することをいう。この場合には、当該導入業種が地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、地域の産業の特性上、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要が生じたときは、その立地により周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととなるよう特に留意することが望ましい。

(4) 農家レストラン、農泊等の地域資源を活用した産業については、農村全体の雇用と所得向上を図る上で特に重要であるため、その積極的な導入が促進されるよう業種の選定に当たっては配慮すること

「地域資源を活用した産業」とは、地域の農業と導入産業が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業をいう。例えば、ＩＣＴ関連産業、医療・福祉サービス、食料品製造業、農産物加工施設、地域農産物等を提供する農産物販売所、農家レストラン、農泊施設、ワイナリー等は、特に望ましい。また、木質バイオマス発電をはじめとした地域資源バイオマスを活用した産業も、これに含まれる。

(5) 導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められること

法においては、産業が立地するときは施設を整備することが想定されていること（法第4条第2項第4号及び第5条第2項第5号）から、例えば水田地帯に畑作を導入する場合等は対象とならず、農業用施設における農業が導入業種の対象となることをいう。

2 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

本計画の対象となり、産業導入地区の区域の設定を通じて、農業構造の改善を図ろうとする地域は、農業振興地域を対象に、山形市を除く全域とする。これら地域において、地域の農業従事者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により、認定農業者等の担い手に地域の農地の集積・集約化等を図る。

- (1) 産業導入地区の区域の設定に当たっては、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画との調整を行うこととし、産業導入地区の区域は、地番単位で設定することとする。

この場合、県土の美しい自然を破壊することなく後世代に引き継ぐことが現世代に課された責務であることから、自然環境保全地域、自然公園、鳥獣保護区、天然記念物等貴重な動植物の生息地及び自生地、特異な地質又は地形を有する地域等良好な自然環境を形成している地域、文化財および埋蔵文化財包蔵地、並びにこれらに大きな影響を及ぼすおそれのある周辺地域等については、産業導入地区の設定を避ける。

また、農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促進を阻害しないよう設定することとする。

加えて、産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、又は立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて産業導入地区の区域を設定することとし、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、産業導入地区の区域への設定を優先することとする。

なお、各種の土地利用計画との調整については、市町村の担当部局において十分に調整するものとし、他市町村と調整する必要が生じる場合には、農村地域産業導入推進協議会幹事会等において調整する。なお、本調整は、実施計画の事前協議の段階で開催し、市町村の担当部局及び農村地域産業導入推進協議会幹事会等において調整した内容を実施計画に反映するものとする。

- (2) 産業の立地については、これらの調整を行った結果、当該地域の実施計画に定めた産業導入地区において行われるよう誘導する。市町村においては、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者に適切に開示するよう努める。

- (3) 産業導入地区の配置の方針としては、県内数カ所の、社会的・経済的な結び付きの強い圏域ごとに配置された拠点団地を中心に、これらとの有機的関連の下に産業導入地区の整備拡充を進め、それぞれの地域の持つ特性と機能に着目しつつ、産業の導入に努める。

また、通勤圏及び生活圏の拡大、経済活動の広域化等を勘案し、労働力需給等を踏まえながら、関係市町村との密接な連携の下に、産業導入地区の適正な配置に努める。

- (4) 産業導入地区の区域の見直しに当たっては、企業の立地ニーズや地域の社会構造の変化等により産業導入地区の区域の変更が市町村の担当部局で調整した結果、必要と判断した場合に行うものとする。

3 配慮事項

- (1) 既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境

の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放等従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

- (2) 労働力需給等、地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努めるとともに、導入された産業の労働力確保に当たっては、通勤圏の広域化等を踏まえ、ハローワークや関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性の取れたものとなるよう努める。

この場合において、障がい者及び高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力の發揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進に配慮する。

第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

- (1) 効率的・安定的な農業経営体を中核とする力強い農業構造を実現していくために、今後とも、農業生産基盤の整備と農業経営の合理化等を推進していくとともに他産業に就労を希望する農業従事者に対し、安定した就労の場を確保することが、農村の振興を図る上で重要な課題である。
- (2) このため、産業の導入によって増加する労働力需要については、地域農業の担い手の育成・確保に十分配慮しつつ、導入された産業の特質に応じて他産業に就労を希望する農業従事者を重点的に充てることとし、これらの者の安定的な就業機会の確保を図る。
- (3) この場合、市町村等は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）を踏まえ、地域社会の年齢構成、男女の比率、労働力需給の状況等を勘案しつつ、農業従事者、不安定就労者、新規学卒者等の就業の意向を把握し、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢層の就業の円滑化、日雇い、出稼ぎ等の不安定就労者の地元における安定就業の確保、新規学卒者及びU I Jターン等の移住希望者を始めとする若年層の定着化を図る。
- (4) さらに、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進、労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応した人材の地方還流の円滑化に努める。

第4 農村地域への産業導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

- (1) 農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）で示された政策の方向及び山形県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に即し、農業構造を改善していくものとする。
- (2) 農村地域への産業の導入により、農業従事者、特に不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進するとともに、効率的かつ安定的な農業経営が、農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者等、地域の中核的な農業経営者たる担い手への農用地の面的なまとまりのある形での利用の集積及び農業経営の法人化を図る。

この場合、市町村が策定している農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想に定める農業経営の指標を目標に、「地域計画」に配慮しつつ、農地中間管理機構を活用した利用権の設定を中心とした担い手への農地の集積・集約化を一層進め、農地の有効活用、生産コストの低減及び経営効率の向上による農業経営基盤の安定化を推進することとし、農村地域への産業の導入促進が農業構造の改善を阻害することのないよう農地中間管理機構、土地改良区及び農業委員会ネットワーク機構などの関係機関と調整する。

特に、土地利用型の農業経営に関しては、集落営農の組織化・法人化を含め、地域農業の担い手となる経営体を育成し、効率的かつ安定的な営農体制を確立するためには、本県農業が稲作に大きく依存している状況を踏まえ、農業経営の安定と所得の確保を図るため、園芸作物等を取り入れた複合経営や周年農業の確立に努める。

また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図る。

- (3) さらに、農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設に努める必要があることから、産業の導入により小規模農家、不安定兼業農家等に対し、安定した就業機会を創出しつつ、認定農業者等の担い手の経営規模の拡大を一体的に推進する。

また、農村地域の活性化のため、若年層に魅力ある就業の機会を創出し、若年層の地域定住を図る。

第5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

(1) 産業導入地区の設定は、第2の2「産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方」による。

やむを得ず産業導入地区に農用地を含める場合においては、市町村が産業導入地区を設定する際に行うべき調整は、以下により行うこととする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

市町村内に、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区として設定し、農用地区域外での開発を優先すること。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に次の支障が生じないようにすること

農用地において導入される産業の用に供する施設を整備することにより、

- ・ 集団的まとまりを持つ農用地の中央部に他の使途に用いられる土地が介在することにより、高性能農業機械による営農への支障が生じる
- ・ 小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進への支障が生じる
- ・ 「地域計画」の区域内に他の使途の土地が介在することとなり、当該地域計画に定められた農作物の生産振興や産地形成、当該地域計画に定められた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標等の地域計画の達成に支障が生じる

など、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。

③ 面積規模が最小限であること

産業導入地区として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入される産業の用に供するために必要最小限の面積であること。

④ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区に含めないこと。

⑤ 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項（同法第96条の4第1項において準用する場合を含む）の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記①から③までの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区に含めないこと。

なお、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地に

については、農地中間管理機構関連事業に係る土地改良事業計画について、都道府県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われたものがこれに含まれる。

また、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地も含まれるため、優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、農地中間管理機構関連事業の農用地については、県の農林担当部局と連携を緊密に行い適切に把握する。

- (2) 産業の導入と農業構造の改善が十分調和するように配慮して産業導入地区を設定する。
- (3) 産業導入地区の縮小又は取消しに係る土地については、その現状・形状等から地域農業の振興に寄与すると認められるときは、積極的に農用地区域への編入を推進する。
- (4) 法の改正前に既に市町村の実施計画が策定されている地区については、策定段階において産業用地と農用地等との利用調整について検討を経ているが、なお、具体的な産業用地の造成及び企業導入の実施段階においても、周辺の農用地等が保全されつつ産業の導入が計画に即して円滑かつ適正に行われるよう十分に配慮する。
- (5) 上記(1)の①～⑤に基づく調整については、市町村の商工担当部局及び農林担当部局のほか、都市計画担当部局等の関係部局において十分に調整するものとし、他市町村と調整する必要が生じる場合には、農村地域産業導入推進協議会幹事会等において調整する。なお、本調整は、実施計画の事前協議の段階で開催し、市町村の商工担当部局、農林担当部局及び農村地域産業導入推進協議会幹事会等において調整した内容を実施計画に反映するものとする。

第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1 施設の整備等

(1) 産業基盤の整備

周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進める。

① 産業の立地・導入に必要な用地

今後、産業導入の対象とすべき施設用地としては、既に指定している産業導入地区を中心と考える。新たな施設用地の確保に当たっては、公害のおそれのない業種又は公害防止設備を完備した企業の導入など、地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進し、広域的な観点に立って適正かつ計画的に施設用地等の確保を図る。

また、施設用地の造成に当たっては、緑地、環境施設等の快適な産業活動のための環境整備や地域環境との調和に努め、施設の従業員がゆとりと豊かさを実感できる労働空間を形成するとともに、周辺地域住民にとっても魅力的な居住環境を積極的に創出するよう努める。

② 道路等の整備

交通網については、人的、物的流動等産業活動の根幹をなすことから、東北横断自動車道酒田線、東北中央自動車道、日本海沿岸東北自動車道等の高規格幹線道路と新庄酒田道路、新潟山形南部連絡道路等の地域高規格道路、及び国道7号、国道13号、国道47号、国道113号等幹線道路の整備促進、酒田港の整備と機能拡充、山形空港及び庄内空港の施設整備と運行拡充、並びに奥羽・羽越新幹線の整備促進等に努めるとともに、これらの高速交通施設にアクセスする地域交通ネットワークの整備を図る。

③ その他

ア 産業の導入に伴い、工業用水、生活用水の需要が増加すると想定されることから、計画的かつ安定的な水源の確保に努める。

また、回収水の再利用等水使用の合理化を推進する。

イ 電力については、導入される産業の需要及び業種特性に対応し得るよう電源の確保、電線（CABを含む。）、変電所の整備等の促進を図る。

ウ 産業廃棄物、工場排水及び工場排煙については、企業責任の原則の下に適切な処理を行うこととし、共同処理施設についても可能な限り整備を図る。

(2) 技術者の確保及び関連企業との交流連携等

山形大学工学部、慶應義塾大学先端生命科学研究所、東北芸術工科大学、東北農林専門職大学及び国立鶴岡工業高等専門学校などの教育関係機関・農業団体・商工団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域的な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。

① 技術者の確保・育成

大学新卒者及びUIJターン希望技術者の県内企業への就職促進のための情報提供、企業紹介及び面接会の開催等を行い、人材の確保に努める。

特に、技術系の人材の確保・育成を図るため、山形大学工学部、慶應義塾大学先端生命科学研究所、東北芸術工科大学、東北農林専門職大学及び国立鶴岡工業高等専門

学校との連携強化や県立産業技術短期大学校並びに県立の高校教育機関等の一層の機能強化を図る。

② 研究開発・技術開発の推進

慶應義塾大学先端生命科学研究所の最先端の研究水準の維持・向上を図り拠点性を高めることにより、バイオテクノロジー関連産業の集積や県内企業との事業化に向けた共同研究を推進・拡大し、医療、農業・食品、環境等の幅広い分野で先導的なバイオ研究成果を活かした地域活性化を推進する。

公益財団法人やまがた産業支援機構による产学官連携による研究開発、山形県工業技術センターによる研究開発・技術指導、产学官交流、異業種交流及び米沢テクノセンターを活用した技術交流等により、地域産業の技術開発・技術交流を推進する。

また、それらに加えて、山形県高度技術研究開発センター、山形大学国際事業化研究センター等による产学官共同研究開発事業の一層の充実を促進し、企業等との交流、連携等を図る。

2 定住等及び地域間交流の条件の整備

(1) 現在の農村地域は、農業者と非農業者の混住社会であり、今後の産業の導入によりその傾向はますます強まるものと予測される。一方、都市に住む若者を中心に豊かな環境や新たな生活スタイルを求める「田園回帰」や、定年退職を機に農村に定住しようとする動きが見られる。

このような社会情勢の変化に対応し、魅力ある定住・交流空間としての農村を築くためには、資源の適切な維持管理にも十分配慮しながら、都市環境との調和のとれた農村の整備を計画的に推進する必要がある。

特に、中山間地域においては平坦地と同様な生活基盤の充実を図ることはもとより、他地域の人々との交流空間としての魅力をアピールする観点に立った社会資本の整備を進めることが重要である。

のことから、各種の土地利用計画への配慮や本県の恵まれた自然環境、地域資源を活かしながら、生活道路、下水道、緑地、親水施設、住宅、医療施設、教育文化施設等の生活関連施設の整備を促進し、魅力ある定住・交流空間としての地域づくりを総合的に推進する。

(2) 農業従事者や市町村・農業団体等による、地域の農畜産物を加工・販売する農産加工施設や産地直売施設の整備を支援するとともに、観光関係者と連携し、豊かな農畜産物や地域の特色ある郷土料理、棚田等の美しい景観など農山漁村に存在する地域資源を磨き上げることにより、交流人口を呼び込み、地域における安定的な就業機会の確保を図る。

(3) 生活関連施設の整備等、農村の定住等及び地域間交流環境の整備を図るに当たっては、各種助成制度の積極的導入を図り、地域住民の創意と工夫が活かされるような方向で、計画的に進める。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給調整

今後、産業の導入に伴って増加する労働力需要については、農業からの転職者、新規学卒者、U I Jターン者等をもって充てる。

特に、農業の近代化、農地流動化等による農業構造の改善に伴い、農業から他産業への就労を希望する離農転職者については、導入される産業に円滑に就業できるよう、職場適応訓練の実施等の訓練機会を充実して、職業能力の開発を図るとともに、急速に進む高齢化社会における高年齢者の雇用面での理解を深めつつ、労働力の需給調整に努める。

2 農業従事者の産業への就業円滑化対策

農業従事者のほか、地域住民、地域への移住者等が、その希望と能力に応じて農村地域に導入される産業に円滑に就業できるよう、一般の職業紹介、職業訓練施策に加えて、次の施策を講ずる。

(1) 雇用情報の収集及び提供

- ① 関係機関及び各種相談員等の密接な連携の下に離農転職希望者の情報を収集し、その状況を常時的確に把握することに努める。
- ② 地域の労働市場の動向、導入される企業の労働条件、職業内容等雇用に関する情報を収集し、関係機関、団体等の協力を得て、広く提供する。

(2) 職業紹介等の充実

- ① 職業安定行政機関等の連携を図り、きめ細かい職業相談、職業指導及び職業紹介に応じられる体制の強化に努める。
- ② 地元農業従事者等の雇用の場を開拓するため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の活用を図るとともに、導入企業の労働力需要の充足について指導援助を行い、また、適正な雇用管理の指導に努める。
- ③ 中高年齢者の雇用を促進するため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の活用など、積極的な支援を行っていくほか、求人・求職動向、雇用動向等、状況に即応した雇用職業情報の提供や総合的な相談のための体制を整備するとともに、中高年齢者向けの求人開拓の強化、集団選考会等職業紹介の実施など、特定求職者雇用開発助成金制度を活用しながら、多様な形態での職業機会を拡充していく。
- ④ 若者等への県内産業や企業、雇用等に関する情報発信を強化するほか、企業説明会の開催、学生と県内企業とのマッチング、県外から県内企業への就職活動を行う学生の経済的負担の軽減などにより、県内の大学生等の県内就職を促進するとともに、県外在住の大学生等の県内就職に向けた誘引を強化する。
- ⑤ 県外在住者に対するU I Jターンのための情報提供、U I Jターン等の移住希望者に対する県内企業への就職支援を行う。
- ⑥ 労使関係の安定促進を図るため、中小企業労働相談所、労働相談員による相談機能を充実していくとともに、職場における労使間の相互信頼に基づく合理的な労使関係の確立や労使紛争未然防止に努める。
- ⑦ 生活意識が多様化しているなかで労働者の雇用の安定及び福祉の向上を図るため、

各種制度を活用し、住宅、教養施設、文化施設、体育施設、レクリエーション施設等、農村地域における勤労者福祉施設、余暇利用施設等の整備に努める。

また、関係機関と連携しながら職場における健康管理・安全管理の徹底及び労働時間の短縮に向けての啓蒙を図る。

特に、女性が職場で能力を発揮し、それが評価されるような職場環境づくりを推進するとともに、労働者が職業生活と家庭生活の両立ができるような条件整備に努める。

(3) 職業能力開発等の推進

離農転職者の円滑な就業を促進するため、ハローワークとの連携を密にしつつ、公共職業能力開発施設等関係機関と連携を図りながら、計画的な職業能力開発の実施に努める。この場合、高齢者の就業機会確保の重要性と農村地域に導入される産業の業種及び技術内容等に留意の上、対象者と企業のニーズに応じた職業訓練コースを設定し、訓練内容の充実に努めるとともに、企業内の職業能力開発を促進するための助成金制度の活用等により、職業訓練が継続的、弹力的に実施されるよう施策の充実を図る。

第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

1 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町村における「地域計画」の策定を通じて地域の話し合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。

荒廃農地の発生防止や再生利用の取組みを進めるとともに、今後増加していくことが見込まれる離農農地を効率的に利用集積していくことを目指し、「地域計画」における地域の担い手への農地の集積・集約化を着実に推進することが必要である。

このため、県、農地中間管理機構、市町村、農業委員会ネットワーク機構、農業委員会、県農業再生協議会、地域農業再生協議会、県農業協同組合中央会、農業協同組合、土地改良事業団体連合会、土地改良区等関係機関の連携の下に、農地中間管理機構が行う農地中間管理事業と連携しながら農業経営基盤の強化の促進のための措置を集中的かつ重点的に実施することとし、特に、これらの措置が効率的かつ安定的な農業経営の育成に効果的に結びつくよう、農業経営基盤強化促進法第12条第1項及び第14条の4第1項の規定に基づく認定制度の積極的な活用を図る。

2 農業生産基盤及び農業施設の整備

- (1) 優良農地の確保を図りつつ、地域の条件に即した計画的な農業生産基盤整備を推進し、併せて環境との調和に配慮した事業の展開を図る。また、農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携の更なる強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。
- (2) 安定した食料供給県としての役割を果たすためには、集団的に存在する農地等の優良な農地を良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図るため、農地の基盤整備を計画的に進めるとともに、土地改良施設等の適正な維持管理を推進する。

特に、低コスト・省力化に向けた農地の大区画化や用排水路の管水路化、高収益作物の導入を図るための水田の汎用化等の基盤整備を推進する。

また、中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度の活用により持続可能な地域営農体制の構築を促進し、耕作放棄の抑制や農地等の適正管理に努めていく。

第9 その他必要な事項

1 環境の保全等

農村地域への産業の導入については、環境基本法等の環境保全関係諸法令、環境基本計画及び山形県環境計画等の環境保全に関する計画に基づき、すぐれた自然の保全、森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成、公害の防止はもとよりエネルギー利用の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なリサイクル・廃棄物処理など大気環境、水環境、土壤環境等への負荷をできる限り増加させないよう努めるなど農村地域の環境の保全に十分配慮する。

この場合、周辺地域における産業や住民の多数が、施設立地に伴う生活環境や事業環境への影響について懸念を抱くと予想される業種については、環境影響評価を行い、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえた上で判断する。

また、交通量の増加に伴う大気の汚染、騒音、振動等について配慮するとともに、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るとともに、道路の交通に起因する障害の防止に配慮する。

2 農村地域の活力の維持増進への配慮

若年層の流出、高齢化が進む中で、地域社会の活力の維持増進のために、人口の流出の抑止、新規学卒者等若年者の地元就職及びUIJターン希望者の雇用機会の確保に資するよう産業の導入や定住条件の整備及び職業安定機関による職業紹介等を総合的に進める。

3 過疎地域等への配慮

農村地域への産業の導入が過疎地域、山村地域等における人口流出の抑制、地域経済の発展等地域振興に果たす役割が大きいことから、産業の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携に留意しつつ、その円滑な実施が図られるよう配慮する。

4 農業団体等の参画

農村地域への産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等について円滑に進めるためには、農業団体、商工団体の協力によるところが大きいことから、計画策定段階からこれら団体の参画に配慮する。また、導入後も企業が円滑に定着できるように、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

5 関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を含め、活力ある地域社会の形成を図るため、山形県商工会議所連合会、山形県商工会連合会、一般社団法人山形県農業会議を始め地元企業、導入企業、市町村、団体等との連携を図る。また、大学等教育機関、試験研究機関、団体等との連絡調整体制の整備に努める。

また、本制度の運用に当たっては、県及び市町村の商工担当部局と農林担当部局を中心とした担当部局間の密接な連携し、施策の推進や情報の共有等に努める。

6 企業への情報提供等

県及び市町村は、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、産業導入地区への産業の導入のあっせん活動を積極的かつ継続して進める。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これを効果的に行うため、農林水産省及び東北農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、県又は市町村と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用に努める。

その際、企業等が活用可能な施策については、国の施策や県又は市町村が独自に講じている企業立地・設備投資促進に係る施策を、上記の窓口や関係機関と連携を図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行う。

7 遊休地解消に向けた取組

遊休地については、県のホームページでの工業用地の紹介に加え、県と市町村がそれぞれ個別の誘致活動を行うとともに、首都圏でのPRセミナーの開催など県と市町村が連携した誘致活動を行う。

また、定期的に遊休地の把握を行い、既存の産業導入地区内において、過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存する場合には、当該土地を優先して活用を図る。

8 撤退時のルールについて

市町村は、立地企業が撤退した後の跡地の有効活用が可能となるよう立地企業がやむを得ず撤退する場合に備え、企業の撤退に関する情報を可能な限り早期に市町村に報告する仕組みや、撤退した場合、例えば施設の撤去義務、費用負担に関する事項及び施設を存置する場合の代替企業の確保義務の明確化等のルールを市町村と企業間で企業の立地時に定めておくよう努める。

9 実施計画のフォローアップ体制の確保

市町村は、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町村自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県に共有するよう努める。

確認の結果、遊休地の発生を始め産業導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町村は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等を図る。この場合においても、当該検討結果等について、国及び県に共有するよう努める。

県及び市町村は、一部改正法の施行前に既に定められた基本計画及び実施計画についても、フォローアップ体制の確保を図る。